

令和6年第11回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年 11月 18日(月) 午後3時40分
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|------|--------|------|--------|------|-------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1 番 | 武藤 康志 | 2 番 | 伊藤 新司 | 3 番 | 俵 薫 |
| 4 番 | 井町 哲 | 5 番 | 伊藤 美和子 | 6 番 | 縄田 善博 |
| 8 番 | 前田 耕次 | 9 番 | 中嶋 友之 | 10 番 | 中野 修 |
| 11 番 | 石田 健治郎 | 12 番 | 中嶋 誠 | 13 番 | 安部 好恵 |
| 14 番 | 岸 英法 | 15 番 | 馬屋原 眞一 | 16 番 | 高見 清 |
| 17 番 | 村上 浩一 | 18 番 | 安富 法明 | 19 番 | 山本 正二 |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 佐藤 和美 | 岩山 澄男 | 安永 彰 |
| 永安 達彦 | 末永 実 | 山田 孝治 |
| 野上 武史 | 秋永 明 | 平山 千恵 |
- 5 事務局
- | | | |
|------------|-----------|----------|
| 事務局長 河野 哲広 | 副主幹 井村 光敬 | 主査 柳井 信吾 |
|------------|-----------|----------|

事務局	午後 3 時 4 0 分開会
議長	互礼。 それでは只今より令和 6 年第 1 1 回総会を開会いたします。 本日の出席委員全員出席、よって本総会が成立していることをご報告いたします。 それでは美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思いますがよろしゅうございますか。それでは 1 7 番 村上委員、1 8 番 安富委員。よろしくお願いいたします。 それでは議事に移りたいと思います。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	6 件朗読。 農地法第 3 条許可申請 6 件について、説明します。 1 件目、資料 1 をご参照ください。譲受人、●●●●、●●さん。譲渡人、●●●●、●●さん。●●●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。今回の対象の不動産につきましては、譲渡人 2 名の共有名義となっております。譲渡人が県外に住んでおり耕作が難しいため、申請地付近の農地を現在耕作している譲受人に贈与するものです。この件につきまして農地法第 3 条 第 2 項 第 1 号から 9 号に抵触しないと考えます。 2 件目、資料 2 をご参照ください。譲受人、●●●●、●●さん。譲渡人、●●●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。譲渡人が高齢のため、申請地はここ数年間耕作されておらず、今後も維持管理が難しいため譲受人に売却します。目録の右側書いてあるんですが、●●●●●という 9 6 8 m²の大きな田んぼだったものを 3 筆に分筆しまして、そのうちの 2 つを農地転用して、これが後ほど出てきます。残りの部分も農地法 3 条で所有権移転します。この件につきまして農地法第 3 条 第 2 項各号に抵触しないと考えます。 3 件目、資料 3 をご参照ください。譲受人、●●●●、●●さん。譲渡人、●●●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。譲渡人が遠方に住んでおり、維持管理が困難であるため譲受人に贈与します。この件につきまして農地法第 3 条 第 2 項各号に抵触しないと考えます。

	4 件目、資料 4 をご参照ください。譲受人、●●●●、●●さん。譲渡人、●●●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。譲渡人が高齢で農地の維持管理が困難であるため譲受人に居宅等とあわせて売却します。この件につきまして農地法第 3 条 第 2 項各号に抵触しないと考えます。 5 件目、資料 5 をご参照ください。本件は新規就農にあたります。譲受人、●●●●●●、●●さん。譲渡人、●●●●●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。譲受人は以前から農業に興味があり、地方移住を考えておりました。また譲渡人は高齢で農地の維持管理が困難となったため売買することとなりました。この件につきまして農地法第 3 条 第 2 項各号に抵触しないと考えます。 6 件目、資料 6 をご参照ください。本件は新規就農にあたります。譲受人、●●●●、●●さん。譲渡人、●●●●、●●さん。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。譲受人は譲渡人から住宅を購入する予定であり、申請地はこの宅地に隣接する農地であり、菜園として利用するために合わせて購入します。この件につきまして農地法第 3 条 第 2 項各号に抵触しないと考えます。 以上でございます。ご審議の程お願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
委員	1 1 月 7 日に山本会長、事務局 2 名、俵委員と私と現地の推進委員で調査を行いました。3 条関係でございますので全部効率利用要件、田んぼや畑が良く作ってあるかとする調査でございますので、現地説明は致しません。 まず 1 番の●●さんでございますが、畑があります。●●●●●●から●●●●●●に向かいまして、途中で元●●●●●●、今●●●●●●と言いますが、その後ろに畑がございます。クワとかビワが植えてありまして、よく畑として機能していると思います。また申請農地で田を買うんですが、もう既に耕作をしているということでございましたので、問題はないと思います。 続きまして 2 番目ですが、●●さんの関係でこれはまた後で出てまいります。資料 2 をご覧ください。これも分筆をするのですが、ここでは全部耕作ということで、この●●さんは実は●●、●●に農地を持っておられます。●●●●、●●●●●●から●●●●●●に向かって●●の手前に●●●●●●がありますが、そこに●●さんの実家がございまして、その実家のへりに畑がありまして、調査をいたしました。クリとかミカンが植えてありまして、問題はないと思います。

	3 番目ですが、これも畑を見ました。●●●●●●から●●に向かいまして、●●●の手前に●●に行く道があります。●●●っ ていうところですかね。道のへりに●●さんの家がありまして、後ろに畑がございます。それを確認をしました。中々難しいんで すが整理してあったということで問題はないと思います。 4 番目、●●●●●●から●●に向かいまして、その途中に●●●●があります。そこを●●方面に向かって出る途中に●●●● 地区があります。その●●のすぐそばに●●さんの自宅がございます、その前に畑があります。これを見させていただきました。 カキが植えてありましてフキも生えてましたが、問題がないと思っております。 ご審議の程よろしく願いいたします。後は新規でありますので見ておりません。以上です
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。 1 番手を挙げてもらえると助かりますが。
委員	欠席です。
議長	欠席ですか。では 2 番。
推進委員	2 番の永安でございます。●●さんですけれども、果物が植えてありまして、草も刈ってありましたので特に問題はないと思います。
議長	3 番。
推進委員	はい、売り手の●●さんとは高齢で農地のことをすごく心配されてるので、今耕作されてる●●の●●さんが購入されるというこ とで話が付いて一安心されてると思います。●●さん真面目な方なので何も問題ないと思います。
議長	はい、ありがとうございます。はい、4 番。
推進委員	青景地区の末永です。先日一緒に現地を見ましたが、別段問題は無いかと思います。ご審議をよろしく願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。

委員	それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？ (はいの声)
議長	それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。 それでは議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	5件朗読。 それでは、農地法第5条許可申請5件について説明します。 1件目、資料7を参照してください。所在地は●●●●●●●●、転用面積72㎡、申請人、●●●●●、●●●●●。申請地は●●●●●●●●●●付近にある二種農地です。今回申請された農地はこの後出てきます宅地及び議案1 2―2に出てきた農地に進入するための通路として使用予定です。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 2件目、資料8を参照してください。所在地は1件目と隣接する土地となります。転用面積424㎡、申請人、●●●●●。申請地は宅地として使用予定です。この案件について農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 3件目、資料9を参照してください。所在地●●●●●●●●●●、転用面積176㎡、申請人、●●●●●。申請地は●●●●●から北に向かつて約500m地点にある農地で、元々農用区域内農地でしたが、約1週間前に造成が完成しております。今回申請された農地は宅地として使用予定です。この案件について農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている

	考えます。また議案の方に農振除外手続き中で常設審議委員会提出と書いてありますが、総会までの間に農振除外が完了したと通知が来ましたので、農振除外された農地ということで常設審議委員会には提出いたしません。 4 件目、資料 1 0 を参照してください。所在地●●●●●●●●●●、転用面積 1, 6 0 3 ㎡、申請人、●●●●●●●●●●。申請地は●●●●●●●●●●の工場の敷地のすぐ近くにある工業地域内の農地です。申請地は太陽光発電施設の用地として利用します。この案件について農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 5 件目、資料 1 1 を参照してください。所在地●●●●●●●●●●、転用面積 9 8 ㎡、申請人、●●●●●。申請地はこの春くらいに場所が移転したんですが、●●●●●の所に●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●があります。移転前の店舗から●●●●●●●●●●を挟んで反対側にある第 3 種農地です。隣接地は元々宅地となっており、この宅地の敷地拡張のために利用します。この案件について農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いします。
委員	はい、3 番の俵です。 1 番と 2 番は先程の 3 条の 2 番目で出た●●●さんの案件です。航空写真で 1, 4, 5 と番号が振ってあると思うんですが、その 5 番が 1 番の案件の通路にあたります。で 2 番目の宅地が 1 番と番号が入っている土地です。で右側が●●●ですかね？アスファルト舗装の道路に接している土地です。通路を宅地にすることは問題がないと思って帰りました。 続きまして 3 番の●●●●●●●●●●ですが、先ほどの事務局の説明がありましたように●●●●●●●●●●から●●●●●●●●●●方面に向かって走って、●●●●●●●●●●の手前を左に入ったところになります。敷地の平面図がありますが、ピンクの三角が二つあるところが申請の畑になります。その上側は地区外と書いてある所が山林で、ピンクの前側はアスファルト舗装の道となっております。でピンクの申請地を宅地にされるのは周辺の農地に影響はないものと考えております。 4 番目、●●●●●●●●●●の太陽光発電で資料 1 1 になりますが、先程の話にありましたように昔の●●●●●●●●●●ですか、今の●●●●●●●●●●という会社の敷地の裏側にあたります。私どもが行って見ましたら周辺は農地なんですが、セイタカアワダチソウと太陽光施設が続いているような農地ですので、太陽光施設にしても問題はないと判断をいたしました。

	最後に5番目、●●●●●の件ですが、すみませんこれが資料21です。事務局さんの説明の通り今は閉鎖しております●●●●●●●●●●●●の道の反対がわの敷地です。●●●●●●●が宅地で、申請地が隣にあります。隣の申請地を宅地にするという案件です。進入路にあたる部分かなと思っていますが、周辺に影響はないかと考えております。 以上です。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。1番。
推進委員	大田推進委員の岩山です。これは3年くらい前から地権者さんからどうかしてくれないかと相談を受けていました案件でございます。ただでもいいからと言われまして、そういう話になっているとは私は思いませんでした。問題はないと思いますので審議の方お願いいたします。
議長	2番も一緒ですね？
推進委員	2番も一緒です。
議長	3番。
推進委員	綾木の推進委員の佐藤です。委員の説明の通り何の問題もないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。4番。
推進委員	推進委員の野上と申します。先程委員さんの説明のありましたように周りに既に発電設備がありますのと、アワダチソウが沢山あるので何ら問題は無いのではないかと思います。よろしくお願いいたします。
議長	それでは5番目。

推進委員	伊佐地区の山田です。俵委員の言われたように何の支障もないと思いますので、ご審議の方よろしくをお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。 委員の皆さんよりご意見ありましたらよろしく願いいたします。 よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	それでは採決に移りたいと思います。議案第2号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第2号は原案の通り決定をいたします。 それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農振法に基づく農用地域除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 それでは農振除外申請1件について説明します。資料12を参照ください。目録で申請地地番が5筆程ありますが場所としては2か所に離れて存在していて、位置図の通りとなります。農振除外の理由としましては元々ナシ園があって栽培してたんですが、所有者が高齢になって栽培が困難になったため今後はヒノキを植林し、管理されるということです。また、病気予防のためナシの木はすべて伐採してあります。 以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
委員	3番の俵です。現地は今の説明の通りです。この下の道、このへんが●●●●です。●●●●から●●方面に2kmほど行きまして、●●地区と●●地区の真ん中あたりになると思います。説明のようにナシ栽培を辞められて、今はナシの木がすべて伐採され

	ておりました。その周りは山の中のような農地で周囲に農地等ございませんので、迷惑はかけないと判断いたしました。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
推進委員	青景の末永です。上の２つの番地につきましては、●●●に隣接しております。下の３筆については●●●●に隣接しており、山のすそ野ということで別段問題はないだろうと思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？ それでは採決に移りたいと思います。議案第４号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第３号は協議結果を付して常設審議委員会の方に送付いたします。 議事順位第４ 議案第４号 美祢市農業対策についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 それではお手元の資料、美祢市の農業対策について要望（案）をご覧ください。こちらの要望案については６月より農業振興部会を開催しておりまして、それを取りまとめたものを本総会に提出しております。また農業委員会等に関する法律３８条 第１項に基づいて意見の提出を行うものでございます。それでは意見書を読ませていただきます。 美祢市の農業対策について要望（案）。国は令和５年度の通常国会で食糧・農業・農村基本法の一部を改正する法律を可決成立しました。その基本理念の一つとして生産性の向上、付加価値の向上により農業の接続的な発展が図られなければならない旨を追記し、基本的施策として効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業経営法人の経営基盤の強化、農地の集団化、適正利用、農業生産の基盤の保全、スマート技術の活用、自在保護活用等、サービス事業体の活動促進等としております。また従前どおり家族農業経営の活性化を規定しています。本基本法による食料・農業・農村基本計画はこれから議論され改訂され

	る運びとなります。人口減少が続く中農業において農地の集団化やスマート農業により効率化を推奨していますが、一方で担い手不足の深刻化、法人においても構成員の高齢化が喫緊の課題となっており、美祢市においても同様な状況にあり農業者人口を確保し農村地域社会を維持することは重要なテーマであると認識しています。国の農業支援対策の対象者の主流は、認定農業者であります。農業や農村環境は認定農業者だけでなく、中小農業者・家族農業者によっても維持されている実態にあります。市においては多様な農業者に対し、施策支援が実施されるよう新たな仕組みを県と一体となって構築され、合わせて次の2点について要望します。 1. 担い手確保のための新規就農者支援。国は新規就農者支援として就農時の年齢が原則49歳以下の新規就農者に対して、認定新規就農者制度を設けています。しかしながら認定新規就農者制度活用の壁は高い状況にあり、認定新規就農者でなくとも居住地で第2種兼業農家として新規就農するものや、親族が行う作物とは別に新たな作物を新規に就農して行うものなど、多様な就農形態が存在します。就農形態は様々であっても経営開始の資金は必要であり、農機具・施設設備の投資に係る一部補助や借入金に係る利息の援助など認定新規就農者制度とは別の新たな仕組みの構築を要望します。 2. 農業機械の更新に関する援助。最近いま使用している農業機械が使用できなくなった時点で農業をやめるとの声が年配の農業者から聞かれます。生産資材も上昇傾向にあり、農産物価格は上がらない実態ではなおさらです。認定農業者以外の多様な農業者の存在は、農地・農村環境維持のためにも重要です。その為にも認定農業者以外の担い手への農業機械更新のため、支援策を策定することを要望します。 この意見書については皆さんの議案が可決いたしましたして、日程調整した後、市長に提出したいと思っております。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。いま読み上げられました美祢市の農業対策について、何かご意見等ございましたらお願いいたします。 無いようでしたら、農政部会の岸部会長より一言お願いします。
委員	今事務局の方から読み上げてもらいましたが、今年の5月頃ですか。担い手でない新規就農者にもそれなりの支援が欲しいという要望がありました。それを意見集約しようということで、多様な新規就農者を支援するということをやっていきたいと思って要望としてまとめました。振興部会のメンバーからは市の回答が文書の文言よりも、実を取ってほしいという要望があるので、そこは今度市長と面談したときにですね、実をくださいというお話をしながら要望要請をしていきたいとこのように思っております。
議長	はい、ありがとうございます。来月の6日に部会長と職務代理と事務局で市長の方に申し入れ行きます。よろしゅうございますか？

	はい、どうぞ。
委員	今は農業近代化資金って昔あったけどないのかね？生きてる？
委員	生きてる。
委員	生きてる？いくらか借りたんだけど。
委員	近代化資金は確かね、認定農業者じゃないとだめだと思う。制度資金は。
委員	最近聞かんよね。
議長	よろしゅうございますか？議案第４号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第４号は協議結果を付して市長の方に提出、交渉いたします。 それでは続きまして議事順位第５ 議案第５号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 それでは本日配布しております令和６年１１月２９日告示、令和６年１２月１日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回全体で１８筆でございます。利用権設定面積が新規と再設定とで合計いたしまして３７，４４１㎡、貸し手は５名、受け手が５名でございます。内訳は４ページ、５ページでございます。改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条 第３項の要件、農用地の利用計画は基本構想に適合すること。農用地を効率的に利用して耕作すること。耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	それでは議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第5号は原案の通り決定をいたします。 それでは報告案件に移りたいと思います。議事順位第6 報告第1号 農地法第18条 第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	15件朗読。 合意解約15件について報告します。 まず目録の1番から13番までまとめて説明します。1番から13番まで借受人がすべて●●●●さんのものとなっておりまして、借受人が最近きちんと耕作していないということでそのことが原因による解約です。これがまとめて出てきました。 続きまして14番、●●●●●●●●さんと●●さんとの間の解約です。 15番、●●●●さんと●●●●さんとの間の解約です。借受人の方が体が悪くなったということで、解約されるとのことです。 以上報告します。
議長	はい、ありがとうございますですが、次の耕作者が決まっているかについて補足説明をお願いします。
推進委員	真名の推進委員の安永です。この件ですね、2年くらい前から当事者と水利組合と協議しまして、この結果に至ったわけなんです。問題は色々あるんですが、会長が聞かれる次の耕作者については水利組合の方で去年から協議は出来ていたんですけど、耕作者の意向もあって合意に踏み切ることが出来なくて、現在に至っています。耕作者は予定があります。

議長	これから書類が出てくるってことですか？新しい耕作者の。
推進委員	はい、そういうことになります。
議長	ありがとうございます。１４番。
委員	１４番でございますね。これはもう決まっています。
議長	１５番。
委員	１５番も決まっています。
議長	はい、ありがとうございます。以上でございますが、報告第１号につきまして何かご意見ございましたらお願いいたします。 無いようでしたら、終わりたいと思いますがよろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	特に発言等無いようでございますので、報告第１号を終わります。 続きまして議事順位第７ 報告第２号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	１件朗読。 現況証明願いの提出が２件ございましたので、説明いたします。 １件目、参考資料１３をご参照ください。場所と現在の状況につきましては、参考資料の通りです。申請地は申請人によると昭和の頃から耕作放棄されていて、現在は雑木が生育し山林化しています。 ２件目、資料１４をご参照ください。こちらの申請地は２０年以上前から耕作放棄され、現在雑木がかなり生育し原野と化しております。 以上報告します。

議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
委員	はい、4番の井町です。資料は13ページでございます。●●の●●●でございます。ここに現地が書いてありますけども、へりは山林で、山林の状態間違いございません。 続いて2番目ですが、この現地は●●●●●●●●●●っていうのがあります。その真後ろでございます。事務局と会長と途中まで行きました。でも現地までたどり着けません。で●●●●の裏まで帰りましてずっと見ました。鉄塔があるので多分道があるかとは思いますが、もう現地を見なくても原野になっていて作れる状態ではないので問題はないと思います。 ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がありましたらをお願いいたします。
推進委員	はい、絵堂地区の平山です。見るからに山と一体化してましたので、何ら問題ないと思います。 ご審議よろしく申し上げます。
推進委員	秋吉の推進委員秋永と申します。資料14の件ですが、先程井町委員より説明があった通り、本当の山の中です。歩けませんでした。審議の程よろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ありましたらをお願いいたします。 よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	それでは報告第2号につきまして特に発言等ないようなので……はい。
委員	1番の所基盤整備してあるんで、その時に確認してないんかね？

議長	基盤整備してあるけど、どうですか。手前はしてあります。
委員	手前はしてあるけど。
議長	取り込んでないんです。 行ったときにいろいろ聞きましたら、うちの土地があそこにあったことすら知らなかったと。今回農地を取得しようとして全部耕作の関係で、調べてたら出てきたという話でした。下の方は田んぼの邪魔になるんで草刈りしますけど、上の方はそのままですからって言われました。確かに上の方はだいぶ雑木が大きくなっておりました。だから圃場整備の時には全く手を付けておられないようでございます。 他にございませんか？よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	意見も出尽くしたようでございますので、報告第2号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第8 報告第3号 公共工事に伴う転用届についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 公共転用の届出が1件ありましたので、ご説明いたします。 参考資料15をご参照ください。●●●が昨年夏の豪雨災害、そして6月末の大雨災害の2つの災害復旧工事のために道路を設置するため一時転用をします。詳細については参考資料15-1にリストがありまして、上の方が昨年度の災害に係る一時転用について。こちらは請負工事業者が決まっていて、これから施工に入るところです。下の令和6年の災害に係る一時転用ですが、まだ請負業者が決まっていないので、全部未定と入っています。これはまた●●の担当部署から情報があり次第皆さんにご報告いたします。資料15-2の方が実際の工事を行う場所の地図となっております。 以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。報告第3号につきまして、委員の皆さんより何かご質問ありましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？

委員

(はいの声)

議長

特に発言ないようでございますので、報告第 3 号を終わらせていただきます。
それでは終わりたいと思います。

事務局

互礼。

午後4時50分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和6年11月18日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____